

船舶事故等調査報告書

平成22年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第5号	
事故等種類	衝突（護岸）	
発生日時	平成21年12月22日 04時07分ごろ	
発生場所	広島県三原市 ^{おのみちいとぎき} 尾道系崎港松浜防波堤南灯台から真方位252° 1,560m付近 (概位 北緯34° 22.8′ 東経133° 05.8′)	
事故等調査の経過	平成22年1月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第一朝日丸、4.6トン HS3-50294（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	右舷船首部外板にき裂等	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、尾道系崎港を約10ノット（対地速力）で南進中、平成21年12月22日04時07分ごろ、本船の右舷船首部が護岸に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 霧、風向 北、風力 2、視程 約100m 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
その他の事項	本船には、レーダー、GPSプロッター及び磁気コンパスが装備されていなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、霧により視界が制限された状況下、尾道系崎港内を南進中、船長が安全な速力で航行しなかったことにより、護岸に向かっていくことに気付くのが遅れたものと考えられる。 船長は、護岸に臨時設置された黄色灯を視認してから、針路を修正しようと考えていた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、霧により視界が制限された状況下、本船が尾道系崎港内を南進中、安全な速力で航行しなかったため、護岸に衝突したことにより発生したものと考えられる。	